

岩倉市地域公共交通会議条例の一部を改正する等の条例による新旧対照表

新	旧
<p>(第1条による岩倉市地域公共交通会議条例の一部改正)</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に規定する一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うための岩倉市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)</u>の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項) 第3条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。 (2) <u>自家用有償旅客運送の登録等の申請がある場合等における運送の必要性及び自家用有償旅客運送者が旅客から収受する対価に関すること。</u> (3) 略</p> <p>(組織) 第4条 交通会議は、委員<u>16人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 略 (2) <u>一般旅客自動車運送事業者の代表者</u> (3)・(4) 略 (5) <u>市内で現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者</u> (6)・(7) 略 — (8) <u>愛知県道路管理者又はその指名する者</u> (9)・(10) 略 — (11) <u>市長又はその指名する市職員</u> (12) 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の規定に基づく岩倉市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)</u>の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項) 第3条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。 (2) <u>市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</u> (3) 略</p> <p>(組織) 第4条 交通会議は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる<u>もの</u>のうちから市長が委嘱する。 (1) 略 (2) <u>一般旅客自動車運送事業者</u> (3)・(4) 略 — (5)・(6) 略 (7) <u>愛知県道路管理者</u> — (8)・(9) 略 (10) <u>市職員</u> — (11) 略</p>